

## 貯金規定の一部改正について

休眠預金等（最後のお取引から 10 年間経過している預金等）を、民間公益活動の促進に活用する休眠預金活用法（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が平成 30 年 1 月 1 日に施行されます。

今般、休眠預金等活用法の施行に伴い、平成 29 年 12 月 29 日より貯金規定を一部改正することといたします。

### 【対象となる貯金規定】

- ① 当座勘定規定
- ② 普通貯金規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑤ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑥ 貯蓄貯金規定
- ⑦ 納税準備貯金規定
- ⑧ （自動継続）スーパー定期貯金規定（単利型・複利型）
- ⑨ （自動継続）大口定期貯金規定
- ⑩ （自動継続）期日指定定期貯金規定
- ⑪ （自動継続）変動金利定期貯金規定（複利型）
- ⑫ 定期積金規定
- ⑬ 積立式定期貯金規定
- ⑭ 通知貯金規定

### 【改正内容】

休眠預金等活用法施行に伴い、以下の内容等を規定内に追加しました。

- ✓ 休眠預金等活用法に係る異動事由
- ✓ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ✓ 休眠預金等代替金に関する取扱い

- ※ 休眠預金等活用法の詳細につきましては、内閣府ホームページでご確認ください。
- ※ 改正後の貯金規定、新旧対照表をご覧いただきたい方は、窓口までお問い合わせください。
- ※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。
- ※ 詳細については窓口までお問い合わせください。